

番号	質 問 ※換地処分公告日の10月10日(金)は、予定日です。 予定日を基にスケジュールを記載しておりますのでご了承ください。	回 答
1	本籍と住所の違いは何ですか？	本籍は「戸籍のある場所」で、日本人の家族関係や出生・婚姻などの記録が保管されている場所です。一方、住所は日本人に限らず、その場所に住んで、生活の拠点として住民票に登録している場所のことです。本籍は、住民票とは別の制度で、生活の拠点とは関係ありません。
2	なぜ「本籍地番の訂正申出書」を提出する必要があるのですか？□	勘違いや分筆などによって、設定した地番と実際に存在する地番にずれが生じているため、正しい地番に修正をする必要があるためです。誤った地番のままでは、区画整理後に適切な地番へ移行することができませんので、あらかじめ正しい地番に本籍を訂正していただく必要があります。
3	申出書では何を訂正するのですか？	本籍の地番を、区画整理後に適切な地番へ移行できる正しい地番に訂正するものです。
4	申出は誰ができますか？	該当する戸籍に記載されている方であれば、どなたでも申出が可能です。代表の方お一人の申出で構いません。
5	どんな書類を提出すればいいですか？	市から送付された「申出書」に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。印鑑の押印は任意です。
6	申出書の日付はいつにしたらいいですか？	記入した日または投函日をご記入ください。土日祝日でも構いません。
7	署名欄はゴム印（スタンプ印）でもいいですか？	必ず自署をお願いします。
8	手続きの期限はありますか？	期限はお送りする文書に記載していますのでご確認ください。なるべくお早めにご提出をお願いいたします。
9	提出期限を過ぎた場合はどうなりますか？	提出がないと本籍を変更することはできません。提出期限後であっても、個別に対応しますので、市民課戸籍担当へご相談ください。
10	支所に持参してもいいですか？	なるべく郵便での届出をお願いします。
11	インターネットで手続きはできますか？	申し訳ありませんが、インターネットでの手続きはできません。お送りした申出書にご記入の上、郵送にてご返信をお願いします。
12	申出した内容はいつ変更されますか？	市役所に申出書が到着してから変更作業を行いますので、郵送後1週間程度で本籍の変更をいたします。その間は、戸籍謄本等の発行ができませんので、ご了承ください。
13	本籍を訂正することで、何か不利益はありますか？	本籍地の地番を現状に合わせて訂正するだけです。権利関係や身分関係に影響はありませんので、特に不利益となるものはありません。
14	住所の申出をしましたが、本籍も申出が必要ですか？	はい。本籍地が区画整理対象地区内にある場合、住所とは別に、本籍の訂正には専用の申出書の提出が必要です。本籍の地番も区画整理によって変更が生じるため、対象の方には申出書の提出をお願いしています。
15	申出書を提出すると家族全員の本籍も一緒に変わりますか？	同じ戸籍に入っている人は、同様に変わります。戸籍は夫婦と未婚の子までが同一の戸籍に入ります。婚姻した子は別の戸籍となります。
16	結婚した同居の長男が「その他の構成員氏名」にありません。追記すればいいですか？	婚姻するとその子夫婦で別の戸籍を作ります。そのため、その他の構成員氏名に記載されておりません。追記する必要はありません。
17	戸籍の振り仮名の通知とは違うのですか？	はい。今回の本籍地番の訂正と振り仮名の通知は、別の手続きです。戸籍の振り仮名は令和7年5月以降に全国で始まった制度で、別途戸籍に記載する振り仮名のご案内のハガキが届きます。今回の区画整理関係の申出とは直接の関係はありません。
18	本籍を今の住所と同じところではなく、全く違うところ（県外の実家の地番）にしたいのですが、申出書が必要ですか？	その場合は「本籍地の訂正」ではなく「本籍の変更（転籍）」にあたります。転籍届の提出が必要となり、今回の申出書では対応できません。転籍をご希望の場合は、市民課戸籍担当もしくはお近くの支所・出張所へご相談ください。
19	本籍が変わったことを証明する書類はもらえますか？	区画整理の換地処分が終わった後、正式に区画整理後の地番へと本籍を変更します。変更処理が終わった後、原則として戸籍の筆頭者宛に通知書をお送りする予定です。
20	区画整理前に取得した戸籍謄本などは無効になりますか？	本籍の地番が変わるだけですので、基本的には無効にはなりません。ただし、提出先によっては最新のものが求められる場合がありますので、各提出先にご確認をお願いします。
21	不明な点がある場合はどうすればよいですか？	市民課戸籍担当までお問い合わせください。必要に応じて、個別にご説明いたします。